

近代天皇制国家論再論（3）

岩 本 勲

On the modern state of the Japanese Emperor (3)

IWAMOTO Isao

3. 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』

講座派理論のうち、天皇制国家機構について正面から取り組み、同派の天皇制理論の古典的位置を占めるのが、平野義太郎の『日本資本主義社会の機構』である。本書の各編をなす諸論文が『日本資本主義発達史講座』に発表されたのは、32テーゼ発表後のものであり、それらは、いわば32テーゼの絶対主義天皇制論を事実上論証する形となった。

平野は天皇制国家が絶対主義国家であることを論証するため、ヨーロッパにおける絶対主義やブルジョア革命を広く綿密に検討した。これらの研究は豊富な例証に基づき、比較国家論という意味では、すぐれた学術書であった。だが、その方法論には、野呂が高橋亀吉の方法論を「当て嵌め」論として批判したのと同様の批判が加えられなければならない。平野の方法論的特徴は、野呂との比較で特に強調すべきは、弁証法的方法というより、「歴史的範疇たる西欧の絶対主義」をいわばヴェーバー的なイデアル・ティップスとして設定し、それに比定して日本の絶対主義を論ずるという方法である。たとえば、フランスの絶対主義を「純粹古典的な絶対主義支配形態」とし、これを基準として、プロシヤの絶対主義を「変種古典型」とし、天皇制絶対主義を「かかる変種形の最末端」と位置づけている¹²⁾。あるいは、日本において旧絶対主義政治形態が存続し、ボナパルティズムやイギリス的立憲君主政治形態への移行がなされなかったのは、プロシヤと比較して、たとえば鉄の生産が1930年の日本は1870年のドイツに遠く及んでいなかったからだ、という生産力論

平成22年2月23日 原稿受理

大阪産業大学 教養部

12) 平野義太郎 [1934.4] 『日本資本主義の機構』岩波書店、ただし引用は1967年改版、p.251～252, p.286。

的、形式的論法(同, p.290)がこれである。つまり、日本資本主義の諸矛盾を明らかにし、そこに成立した天皇制絶対主義の特徴を指摘するのではなく、モデルに当て嵌めて天皇制絶対主義の特徴を明らかにする、ということである。また、前章で指摘したが、エンゲルスやレーニンが自国の絶対主義やボナパルティズムを論ずる場合、先ずフランスのそれらに比定して論証するのではなく、自国の資本主義発展の矛盾の分析に基づいてこれらを論じたことも、同時に指摘しておかなければならない¹³⁾。

レーニンが最晩年、自称マルクス主義者で革命的弁証をまったく理解しないスハーノフが西ヨーロッパの資本主義の発展とブルジョア民主主義の発展のお手本ばかりを気にし、後進資本主義国のロシアでは社会主義の経済的前提はない、という紋切型の主張をしたことに対して、次のように批判したことを想起することも無駄ではない。

「世界史の発展全体が一般的な法則にしたがうということが、発展の独自の形態なり、順序なりをあらわす個々の発展の時期を少しも除外することなく、逆に、そういうことを前提にしている」ことを忘れてはならないのである¹⁴⁾。

ところで、平野の明治維新論は次の如くである。

「明治維新が決してブルジョア民主主義的変革でもなければ、社会過程においても完全なブルジョア革命でもなく、国際資本主義が日本封建制度の崩壊を強要した契機において、自らの内的条件により、封建制の自己解体を余儀なくされたのであるから、封建制の妥協的解消を内包しつつ、封建的領有の全国的統一が行われるに至ったことである」(上掲、平野, p.243~244)。

明治維新が資本主義発展への方向性を示しながらも、

13) 「理想型」問題とは全く別に、講座派におけるヴェーバー主義の浸透を論じたのは、ヴェーバー研究者として著名な、内田芳明である。内田は講座派が労農派に対して理論的な優位を持っているのは、「純粹経済の立場を越えた全文化構造的認識の方法」を展開したこと、および「歴史的特徴(歴史理論的方法論)…歴史社会学的方法への接近」をしたことによるとしている(内田芳明 [1972.8] 『ヴェーバーとマルクス—日本社会学の思想構造—』岩波書店, p.90~91)。内田は、ここにマルクス主義を超えたヴェーバー主義の存在があるとする。しかし、『資本論』を一読すれば了解されるが、同書こそ、単なる経済書ではなく、歴史、政治、文化の全体にわたって総合的、体系的に資本主義の運動法則を明らかにした労作であった。全文化構造の認識、歴史的・社会的認識を行う体系的で弁証法的な思考方法こそ、マルクス主義の思考方法であって、この思考方法をもってヴェーバー的特徴と論ずることはできない。また、ヴェーバー主義が歴史的事象における法則性を否定し、個別事象の因果関係の解明に限定するのに対して、マルクス主義は個別的事象の原因の解明と同時に、この個別のうちに顕現する世界史的な法則性を明らかにするものである。

14) レーニン「わが革命について」『レーニン全集33』大月書店, p.497。

「この資本制の発展が、半隷農制を土台としてのみ可能とされた限りにおいては、全国的規模における隷農制の継承者として、したがって、ここにかの歴史的範疇としての絶対主義が形成されるにいたる。天皇制の明治維新政府はまさにその発端であった」(同, p.244)。

これを言い換えれば、明治維新によって、徳川の封建幕藩体制が崩壊し、代わって天皇制による隷農制つまり封建的農業体制に基づく封建制度が全国化され、絶対主義が成立した、ということになる。この結論に従えば、天皇制権力はとりもなおさず、隷農制＝封建制に立つ封建権力であり、これを原型とする天皇制が以後、1945年まで維持されるということになる。

だが、平野の当該論文が発表された時代は、日本における経済的土台たる日本資本主義が既に、日清・日露戦争と第一次世界大戦を通じて独占段階＝帝国主義段階に達しており、したがって、社会的経済的に優位する階級が独占ブルジョアジーに移行した時点であるにもかかわらず、なお権力の本質が封建君主権力である、というのはマルクス主義の古典的概念からすれば奇妙な結論となる。

天皇制封建権力論を主張する平野はまた、絶対主義＝階級均衡論を限定的に理解し、日本の天皇制には適用できないとする。

「純粹古典型としては、フランスに例証されるころではあるが、それが闘争するブルジョアジーと封建的大土地所有者との均衡 Gleichgewicht の上に立つということは、ただ、この純粹古典型のフランスにおいてのみいいうる。…プロシヤ、オーストリアについては、ブルジョアジーが半ば闘争する限度においてのみ、その適用を見る。…これに反して、ブルジョアジーが闘争しないところではかかる均衡なるものは存立しえない」(同, p.295～296)。

ここでは、マルクス、エンゲルスが指摘する「均衡」および「相闘う諸階級」*kämpfenden Klassen* の意味を吟味しなければならない。フランスにおける、絶対主義の場合でも、絶対主義権力下における貴族とブルジョアジー、第一・第二帝政下におけるブルジョアジーとプロレタリアートの場合、何か定量的に均衡を示す指標があったわけではなく、定性的な意味で均衡していたこと、つまり貴族とブルジョアジーのどちらかの階級が単独で、また、ブルジョアジーとプロレタリアートのいずれかの階級が単独では中央集権権力を獲得できなかった、と言う意味での「均衡」に他ならない。

日本においてブルジョアジーと半封建的地主階級との間に闘いはなかったか？明治維新の初期、まだブルジョアジーも地主階級も全国的に組織された階級と言う意味では未成熟な頃、両者の間で闘争というほどの闘争も見出されなかった。しかし、後述の如く、日清

戦争後、戦後経営の資金調達のため地租増徴を要求するブルジョアジーとこれを阻止せんとする地主階級との闘争は全国的に展開され、両階級の闘争は熾烈をきわめた。平野はこの明白な歴史的事実を無視している。また、1930年代の戦時国家独占資本主義の時代、食料増産・低賃金＝低米価の小作制度の改革を求める独占ブルジョアジーに対して地主階級はこれに強く抵抗した。以上のごとく、日本においても、少し長い時代的スパンをとってみれば、資本主義の発展に応じて、均衡しあい闘う地主とブルジョアジーという概念は成立すると言える。

ここで改めて、マルクスがボナパルティズムの分析に精力を注ぎ、エンゲルスが絶対王政やボナパルティズム国家を「例外的」と称したのかについて言及しなければならない。それは、絶対主義国家の時代、支配的ウクライドが封建制度にあるにもかかわらず、封建貴族＝封建領主たちが政治的権力を失って最大領主である絶対王政に権力が独占・集中され、しかも、この権力が専制的＝絶対的なのはなぜかという問題、また、ボナパルティズムに関していえば、支配的ウクライドが資本主義経済であるにもかかわらず、ブルジョアジーが権力を握らず他の勢力や人物が専制的な権力を握りえたのはなぜかという問題、これらの問題を合法的に説明するために「階級均衡」概念が導入されたのである。

平野は1970年代に、自らの天皇制絶対主義権力論に以下のごとき若干の修正を加えたかに見える。

「1945年以前の日本の型は、絶対主義国家機構のブルジョア国家形態における半封建的地主階級と独占ブルジョアジーとの同盟権力で、天皇制がその執行機関であり、かつ支配体制の第一に重要な構成要素であった」¹⁵⁾。平野のそれまでの規定に従えば、戦前の天皇制は、隷農制＝封建制を固有の階級的基盤とする封建国家ではなかったのか。彼は、戦前の自らの天皇制規定を、それとは言わずに修正したのか。実は、この新规定は、後に紹介する新講座派の規定のいわば原型をなすものであった。それにしても何とも理解しがたい命題である。絶対主義国家機構を持つブルジョア形態における同盟権力とは、封建国家でもないしブルジョア国家でもない国家と言うことになるのであろうか。全く意味不明である。

いずれにせよ、平野の新规定では、超越的で絶対的な権力を振るった天皇制絶対主義とは何であったのか、誰がいったい真の権力者であったのか、全く不明だということである。また、たとえ天皇制が支配体制のうちで第一に重要な構成要素といったとしても、何も言ったことにはならない。天皇制論の最も基本的な点は、天皇制権力の重要性を第一、第二と

15) 平野義太郎 [1974.6] 『国家の機構と民主的変革』新日本出版社、p.166。

いう量的な順序で位置づけるのではなく、天皇制権力がブルジョアジーからも地主からもましてやプロレタリアートからも超越した権力として存在した、ということを確認することである。この点を看過した天皇制論はたとえ百万言を費やしたとしても、何も言ったことにはならない。戦後の象徴天皇制=ブルジョア君主制の政治的影響力とその意義を明らかにする場合でも、明治以後、人為的にかつ時間を積み重ねて形成されたこの超然性を抜きには何も語れないのである。

4. 服部之総『明治維新史』

服部之総は講座派から出発し、天皇制絶対主義=封建権力論に対してボナパルティズム論の導入によって天皇制権力のブルジョア権力への転換を主唱した。彼は、明治維新によって成立した天皇制絶対主義が、明治維新によって刻印された「型」をずっと維持し続けるのではなく、歴史の変化と共に変化して行く状況を、つまり天皇制の生成・発展を歴史に即して捉えようとする姿勢を示したと言う意味で、とくに注目に値する。

服部の講座派への最大の疑問点は次の見解の中によく表現されている。

「今度の戦争というものとは決して封建国家がやらかすような封建的、絶対主義的な戦争ではない。そうすると絶対主義国家—封建国家としての最後の形態としての絶対主義国家が、1945年の敗北の日まで続いたという議論があるが、これは私はどう考えてもおかしいと思う。日本のアブソリュティズムは、それが日本資本主義の発展のある段階において、その段階は明治二十三年とすることは早すぎるかもしれないが、ある段階において近代資本主義国家に暗転している。そう見なければならぬ。しからばそれがいつであるかという問題、それを諸君とともに研究してみたい。そしてまた暗転してできたものが型のごときボナパルティズムであるのかどうか、諸君とも検討してみたい。そうして、二・二六、五・一五と言われたような事件は、あれはファシズムじゃない、アブソリュティズムだと言う意見があるが、これも諸君とともに研究してみたい」¹⁶⁾。

服部は、部分的には自己の見解に修正を加えながらも、明治維新によって成立した天皇制絶対主義が外見的立憲主義=ボナパルティズム=軍事封建的帝国主義(20世紀におけるボナパルティズム)=近代資本主義国家からファシズム国家へと変転したことを提唱した。

服部は、明治維新によって成立した天皇制絶対主義国家そのもののなかに、その後の天皇制絶対主義の変遷と終焉の萌芽を見ていた。明治維新は和親条約締結前後から版籍奉還をもって「完了」し、それ以後、上からと下からのブルジョア革命が進行するという特異

16) 服部之総 [1948.5]「絶対主義と農民問題」[1974.1]『服部之総全集10』福村出版, p.275~276所収。

な見解を抱いていた。

「それは幕府三百年の純粹封建国家の体制から封建主義の最後の形態たる絶対王政への転換であり…明治四年以前の絶対主義王政への政変をもって、開港以前鎖国封建日本の胎内に生まれた諸矛盾の発展により準備せられ、開港以後の経済的分解過程につれて次々と否定された政治過程としてみるならば、四年以後の上下からのブルジョア革命をもって、開港によって準備され絶対王政によって余儀なく助長されたところの政治過程として見る事ができるであろう。広い意味での明治維新とは、この過程の二重写しであり、そこに明治史研究のすべての困難さは原因する。…日本においては、封建的支配体制の編成替えが行われ、さらにただちに上下からのブルジョア革命が進行し、絶対王政政府を戴く資本主義的帝国経営が進展した」¹⁷⁾。

日本資本主義が急速に独占段階＝帝国主義段階に至ったにもかかわらず、なぜ絶対王政政府が君臨するのか、この謎を服部は上からの革命論やエンゲルスの「外見的立憲主義」、[ボナパルティズム]の概念の導入によって解こうとした。

「明治23年以後の『外見的立憲主義』の下に、ブルジョアジーが新地主と均衡せられ、しばしばプロレタリアート及びその利益を主張した社会主義者の運動が、必要以上に弾圧されてもってブルジョアジーの脅威のプロパガンダに供されつつ、長く久しき、藩閥、軍閥、官僚閥、貴族閥の政権が維持されたことは、一つの立派なボナパルティズムでなくてなんであろう」(同、p.124～125)。これを一読する限り、外見的立憲主義とボナパルティズムとを等置している。

しかし、服部は戦後、戦前に持論が一段階ごとにとずれているとして、明治23年をもって「絶対主義の立憲的な完成」と修正した¹⁸⁾。

では、ボナパルティズムの成立はいつか。これについて、絶対主義国家がボナパルティズムを経ることなくブルジョア国家に移行したと見る対馬忠行が、明治23年にプロレタリアートとブルジョアジーの均衡に立つ第三者的権力が成立することは出来ないと批判した。服部はこれに応じて、ボナパルティズムの成立時期を同様に修正した。

「政友会創立後大正初年にいたるまで…この時期を『明治維新史』はビスマルク式ボナパルティズムの時代に比定したのである」¹⁹⁾。ところで、服部にとっては、ボナパルティズムの国家とは、資本主義国家に他ならなかった。

「ボナパルティズムと絶対主義王制とは、政権の外見的独自性という点で似ている。し

17) 服部之総 [1928.3-4]「明治維新史」[1973.5]『服部之総全集3』福村出版、p.32～33所収。

18) 服部之総 [1948.3]「天皇制絶対主義の確立」[1974.1]『服部之総全集10』福村出版、p.132。

19) 服部之総 [1947.12]「明治絶対主義の崩壊過程」[1974.1]『服部之総全集10』、p.219所収。

かも一つは近代資本主義国家であり他は封建国家であるという点に根本的違いがある」²⁰⁾。

いずれにせよ服部は、ボナパルティズムをもって、天皇制絶対主義国家が近代資本主義国家に暗転した、と考えていたことは間違いない。さらに、戦後の志賀・神山論争に代表される「軍事的・封建的帝国主義」論争との関連で、服部はボナパルティズム論の新しい展開を行う。彼はレーニンが指摘した「軍事的・封建的帝国主義」が近代帝国主義の軍事的・封建的な型を示すものと理解し、第9議会(1895年12月～1896年3月)における第二次伊藤内閣をして次のように規定した。

「明治四年いらいの正嫡の絶対主義政府から、その最初の近代的変容たる『軍事的・封建的帝国主義』政府への第一歩を踏み切ったもの」とみなした²¹⁾。さらに服部は、この「軍事的・封建的帝国主義」が20世紀におけるボナパルティズムであると断言する。

「軍事封建的帝国主義—これは二十世紀におけるボナパルチズム、帝国主義段階におけるボナパルチズムである…そうだとすれば、歳は庚子—1900年八月某夜、一星忽焉と墜ちて『政友会』と化した日本の画期を、われわれもまた『ボナパルチズム』という十九世紀の古典語を持ってよぶことをやめて『軍事的封建的帝国主義』の誕生とよぶのがはるかに正しいであろう」²²⁾。

服部がボナパルティズム論を提起したことは卓見であった。だが、ボナパルティズムを近代資本主義国家と理解したところに根本的な誤りがあった。つまり、服部のいう近代資本主義国家という意味はとりもなおさず、近代ブルジョアジーが権力を握る国家であり、したがって、天皇制は1900年以後にはブルジョア国家権力ということになるが、かかる結論は日本の政治史に即した場合、歴史的事実とは全く適合しない。何度も繰り返すが、マルクスのボナパルティズム論は、19世紀フランス国家が資本主義社会における近代国家であるにもかかわらず、資本家が権力を失い、しかもなぜ再び国家権力を握ろうとはしなかったのか、この謎を解くために提起された概念であった。換言すれば、経済における支配階級と政治における支配者との乖離の謎を明らかにしようとしたのであった。

服部がボナパルティズムと等置した「軍・封帝主義」についての、志賀義雄・神山茂夫論争は、日本資本主義論争の本質にかかわる、戦後のきわめて重要な論争であった。神山は日本帝国主義を「軍事的・封建的帝国主義」と「近代的帝国主義」との並立として捉えるいわゆる「二重の帝国主義論」を唱えた。これに対して志賀は基本的には近代的帝国

20) 服部之総 [1947.7] 「ボナパルチズムとは何か」, 上掲『全集10』, p.86所収。

21) 服部之総 「大日本帝国主義の生成」『服部之総著作集7』理論社, p.53。

22) 服部之総 [1954.12] 「明治の独裁者」 [1974.9] 『服部之総全集17』福村出版, p.173所収。

主義であることを主張した²³⁾。「軍・封帝国主義」概念の原典はレーニンにある。レーニンは、中国その他に対するツァーリ・ロシアと天皇制権力による侵略を特徴付けて次のように述べた。

「日本とロシアでは、軍事力の独占や、広大な領地の独占、あるいは異民族、中国その他を略奪する特別の便宜が、現代の最新の金融独占を一部はおぎない一部は代位している」²⁴⁾。レーニンはこのような帝国主義を「軍事的・封建的帝国主義」と名づけたのである。レーニンはこれ以上に、「軍・封建帝国主義」を厳密に規定したわけではない。レーニンがこのような概念を提起したのは、ロシアと日本の帝国主義が、ヨーロッパ諸国の近代帝国主義に比較して、あまりにも露骨で侵略的であり、かつ軍事優先的である階級的源泉を明らかにしようとしたからに他ならない。周知のとおり、レーニンは近代帝国主義をカウツキーらの単なる「帝国主義政策」論と区別して、近代帝国主義を産業資本と銀行資本が癒着した金融資本＝資本の独占段階の時代と規定し、他民族抑圧・侵略戦争・植民地主義、等の帝国主義政策がこの独占段階の資本主義と不可分の関係にあることを指摘した。したがって、帝国主義にはこの他、歴史的のそれぞれの経済的土台に立脚したアテネ帝国主義もあれば封建的帝国主義も当然存在しうる。

日本において、征韓論と朝鮮・台湾出兵に始まる侵略主義が「軍・封帝国主義」に端を発するものでは疑いもない。天皇制権力が、明治維新段階において、その出自よりきわめて封建的色彩の強い権力であったことは間違いないからである。同時に、明治初期、いまだ不安定な天皇制権力の権力基盤を強化するためには、対外戦争による勝利とそれによる国民的支持基盤の強化が不可欠であった。天皇制権力がその誕生間もない時点から、息つく暇もないほどに軍事力の強化と対外侵略戦争に邁進したのは、この理由にもよる。その後、日清・日露戦争と共に日本資本主義の独占資本主義化が急速に進展し、近代帝国主義段階へ突入していくが、半封建制地主たちを一方の支柱とする天皇制絶対主義にはなお濃く封建的な政治姿勢が残されていたことも疑い得ない。第一次世界大戦は、本格的な近代帝国主義戦争に間違いないが、しかし、一方では、満州侵略においても、その侵略の原動力の一つが、広大な耕地をもとめるといふ、日本の半封建的地主制に基づく農業生産の疲弊が一部反映されていることも看過することは出来ない。32テーゼが、満州侵略に言及して、軍事的＝封建的帝国主義によってその異常な侵略性が倍加されている、と指摘してい

23) 神山茂夫編著 [1970.10] 『日本共産党戦後重要資料集・第一巻』三一書房, p.199～306所収。論争の詳細については、小山弘健 [1953.2] 『日本資本主義論争史・下』青木文庫, p.50～58。小山弘健・浅田光輝 [1971.2] 『天皇制国家論争』三一書房, p.265～296。

24) レーニン「帝国主義と社会主義の分裂」『レーニン全集23』大月書店, p.123。

るとおりである。

以上の如く、軍・封帝国主義とは、いずれかの意味で封建階級を支柱とし軍事的に肥大化した国家の侵略主義を意味する概念であり、他方、ボナパルティズムとは、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級的均衡時に発生する国家とその政策を意味し、両者は全くカテゴリーを異にする概念である。服部は、この概念の混同を行った、と言う意味で、軍・封帝国主義=20世紀のボナパルティズムという規定は誤りというほかはない。

「軍・封帝国主義論」との不可分の形で論争されたのが、日本ファシズム論であった。ここでも、志賀・神山論争という形をとった。神山は、32テーゼに依拠し、日本の侵略主義を絶対主義に基づくものとして、独占資本に基づく日本ファシズムの存在を否定した。これに対して、志賀は天皇制権力がファシズムの役割を果たしたとして日本ファシズムの存在を肯定した。この論争に関連して、服部は志賀説を基本的に支持し大体次のような結論を下した。大正・昭和の「憲政」期に日本国家が絶対主義の本質を一応蟬脱していたことは確かであり、満州事変を前後とする軍事クーデタとその計画（三月事件、十月事件、五一五事件、二・二六事件）は日本ファシスト独裁への道であって、38年第一次近衛内閣の改造は金融資本とファシストとの政治取引を意味し、東条内閣の成立は軍ファシズムと金融資本との政治的野合の完成である²⁵⁾。

本稿においては、日本ファシズム論は後に詳論するが、服部が日本国家が絶対主義の本質を蟬脱しと述べていることには首肯し得ないとしても、天皇制絶対主義権力が、ファシズムを同時に遂行した権力であることには間違いない。

服部は、本稿冒頭でも指摘したように、天皇制絶対主義権力の誕生からその終焉までを展開しているゆえ、服部を十全に批判するためにも、天皇制絶対主義のあれこれの時期やあれこれの側面を論ずるだけでは不十分であり、たとえそれが素描の域を出ないとしても、なお天皇制絶対主義の全史を語らなければならないのである。

5. 新講座派

新講座派という名称について厳密な定義があるわけではないが、この名称は1960年前後～1970年代にかけて、戦前の講座派理論の批判的継承者であることを自認し、同時に講座派理論に対する部分的あるいは根本的修正的を主張する一群の理論家たちを指す。この派の理論的旗手たるべき論者は中村政則である。この派のうち、最も大胆に天皇制ブルジョア国家論への転換を唱えることに先駆的役割を果たしたのが山崎隆三であった。下山三郎

25) 服部之総「日本型ファシズムの特質の問題」『服部之総著作集7』理論社、p.212～260所収。

は服部の衣鉢を継ぐが如く、マルクス主義の古典に遡って「上からのブルジョア革命論」を試みて、しかし、その失敗を告白せざるを得なかった。しかも、現在では、中村も下山も、もはや講座派的発想からの離別を公然と唱えている。それにも拘わらず、同派についての理論的検討を行うのは、講座派の理論的弱点は何であったのか、また、このような弱点に対する批判において何が誤っていたかを明らかにすることは、天皇制絶対主義の理論的解明にとってはやはり必要不可欠な理論的作業である。

①山崎隆三「『講座派』理論の批判的継承のための序説」

山崎は、講座派が労農派に対して「理論の革命性」＝「対象の客観的法則性の反映」において優位しているが、しかし、講座派理論が経済主義＝「経済究極決定論」に陥り国家論としての天皇制の規定を誤ったとする²⁶⁾。「天皇制＝絶対主義そのものの国家論的研究は深められないままに、もっぱらその階級的基礎としての半封建的土地所有をめぐる論争がすすめられ、『講座派』は地主的土地所有の(半)封建制を主張することによって、天皇制＝絶対主義を論証するという構造になっていたのである。その結果は、天皇制論の正当な展開が損なわれたばかりではなく、固定的な天皇制＝絶対主義論に制約されて、下部構造(資本主義と地主制)そのものの理解まで歪みが生ずることとなったと考えられる」(同, p.44)。

天皇制絶対主義の弾圧の下において、天皇制論が経済論争に仮託して論争されたことは山崎も認めるとおりであり、指摘されるような論証構造になったことは否定できない。だが、講座派批判の基本的批判視点を経済主義批判におくことは全くのはずれである。講座派の誤りは、絶対主義概念の理解そのものにこそあったからである。つまり、何度も繰り返すように、講座派が絶対主義国家をアприオリに封建権力と規定したことにその誤りの端を発している。ここでは、マルクス、エンゲルス、レーニンが、ヨーロッパやロシアの絶対主義王制がいずれも大封建領主であるという判りきったことを前提としつつ、それにも拘らず、なぜ階級均衡に立つ例外国家であるという理論を打ち出したのか、このことに思いを馳せなかった、ということにある。山崎も絶対主義国家＝封建国家とする立場にたつが、そこから講座派の絶対主義論は日本資本主義の現状に即したものではないことを

26) 山崎が経済主義批判を着想したのは、日本共産党の第8回大会綱領をめぐる論争で、「対米従属論」を否定する「自立論」に対する批判であったと述べている。つまり、自立論が経済土台において日米矛盾が顕著になったゆえに日本国家の自立を主張するが、これは経済主義だ、とする。山崎隆三 [1975] 『『講座派』理論の批判的継承のための序説』『大阪市立大学・経済学年報35』, p.59。

指摘する。

「天皇制問題の最大の難問(アポリア)は、ヨーロッパの絶対主義が一西欧・ドイツ・ロシアを問わず一封建的土地所有を基礎とする封建国家であるのにたいして、天皇制のもとで明治以降資本主義が高度に発展したと言う点にある。明治維新直後の政権についての評価はひとまずおくとして(後述)、たとえば一九三〇年代の天皇制を封建国家と見ることはできないと言うことは、誰も異論がないだろう。独占ブルジョアジーと大地主(これを仮に半封建的性質のものともみたばあいでも)とが階級的基礎をなしている限り、もはやそれはヨーロッパの封建国家としての絶対主義とは階級の本質において異なることはあきらかである。つまり天皇制=絶対主義論においては、その上部構造と下部構造との間に埋めがたい割れ目が存在し、そのことが今まで種々の議論を生んできた理由である。この難点を回避しては一步も前進しないどころか、事態はますます混乱するばかりである」(同, p.49)。

絶対主義=封建国家という根本の規定に立つかぎり、山崎の指摘は当然であった。そこで、山崎の結論は、「天皇制は絶対主義的・専制的国家機構を持つブルジョア国家(またはブルジョア地主国家)」であった。

「天皇制はまずなによりも国家機構として絶対主義であったのである。ところで国家機構が絶対主義的であるとしても、そのことから直ちにその国家が封建的な絶対主義国家であるとしたところに、一つの飛躍(西ヨーロッパ的基準からすれば飛躍でなくて当然の帰結なのだが)があると思う。ブルジョア民主主義を否定・抑圧し、国民を専制的に支配するための絶対主義機構を持った国家は、必ずしも封建的性格(すなわち封建的土地所有者の利害を代表すると言う性格)でなければならないとはかぎらないのではないか。

わたしは、資本主義の発達と独占ブルジョアジーの支配という事実からみて、天皇制はすぐれてブルジョア的(ブルジョア・地主的といってもよい)である、しかし国家機構・統治形態は…絶対主義的・専制的である、と考えている」(同, p.50)。

ここに絶対主義的国家機構を持つブルジョア国家と言う概念が生み出された。もちろんこのような概念は、山崎も指摘するように、そのままではマルクス主義の古典にはない。「しかし、それが天皇制の事実であるとするれば、概念の方を創造的に豊富化するほかはない」(同, p.50)。なるほど、大胆な提唱である。

さらに、山崎は講座派の中心的な主張であった、地主制の半封建性を否定する。その論拠は3点に及ぶ。地主と農民との直接対立は封建的地代を意味しない、高率・現物納を封建地代とすることは根拠薄弱、経済外強制は存在しない、ということである(同, p.52)。

山崎理論は事実上、労農派への屈服といってよい。もとより、それが天皇制の現実に即したものであるとするれば、問題はない。だが、もし天皇制国家がブルジョア国家とするれば、

国家権力の掌握者はブルジョアジーということになる。だが、戦前の政治史に即してみれば、ブルジョアジーが天皇に代わって政治権力を握ったというような事実は全くない。また、山崎理論では、天皇制がなぜ絶対的・専制的に支配しえたのか、ということの論証もできない。

②中村政則「序説・近代天皇制国家論」

中村政則の所論は、講座派理論の基本的な総括を行い、新しい天皇制国家論の地平を切り開こうとする野心作であった。それは、野呂・猪俣論争、32テーゼ、服部理論、平野義太郎を祖上にのせ、かつまた1960年代に提唱された明治二十二、三年＝絶対主義修正説にも論及する包括的な論説である²⁷⁾。中村はまず、服部の「上からの革命論」およびボナパルティズム説や原口清²⁸⁾らの明治二十三年絶対主義修正説を克服するため、自らの段階論を設定する。

「明治十年をもって明治維新の終期とし、この時点までの権力を、明治十四年政変で方向転換が確定する国家形態と区別して、むしろ『古典的絶対主義』により近いものと規定した。…近代天皇制の段階規定は、明治十年代＝『日本絶対主義』の体制的修正の開始、二十三年『日本絶対主義』の『修正・確立』ではなく、明治十年代＝日本型絶対主義の形成過程（『古典的絶対主義』から日本型絶対主義への移行の開始）、二十三年＝日本型絶対主義（絶対主義的天皇制）の成立と再整理・再規定されることとなる。このわたしの所論の特徴は、明治維新の終期の確定と日清・日露の両戦を通じて絶対主義的天皇制が確立するという二個の視点に支えられている」²⁹⁾。

中村の二十三年修正説への批判の内容は、この修正説が何から何への修正であるか不明であるということであったが、中村は「古典的絶対主義」から「日本型絶対主義」への修正・成立・確立であることを明らかにしたのである。では、「古典的絶対主義」と「日本型絶対主義」との違いは何か。

「両者の相違点は、言うまでもなく領主的土地所有が廃棄されたということ、また領主的土地所有が廃棄されたが故に、ヨーロッパでは過渡期的土地所有としてしかとどまり得なかった半封建的地主的土地所有がかえって異常に発達することができた、否、むしろ長

27) 山崎や中村の新講座派理論を野呂栄太郎の所論に引き寄せて理解しようとしたのが山本義彦である。[1976.9～1978.3]「野呂栄太郎の天皇制国家論(一)～(三)」『静岡法経研究』25(1), 26(2), 26(3/4), 所収。新講座派が講座派の衣鉢を継ぐと称するかぎり、野呂から何らかの影響を受けたことは間違いが、しかし、理論上、労農派に屈服した新講座派と労農派と正面から闘った野呂とは、本質的な違いがある。

28) 原口清 [1968.2]『日本近代国家の形成』岩波書店, p.229～247。

29) 中村政則 [1975.12]『大系・日本国家史4近代I』東京大学出版会, p.47～48所収。

期間にわたって頑強に存続さえしえた点にある。さらに古典的絶対主義が国民の国政への参加を一切拒否したのに対して、明治憲法が極めて限られていたとはいえ、それなりに立憲主義を導入し、君権に対する限定的制限をわずかでも加えていたことは日本型絶対主義のもう一つの特徴であった」(同, p.48)。

「古典的絶対主義」から「日本型絶対主義」への修正・成立・確立という所論はこれまでにない斬新な発想法である。だが、疑問点は、明治十年までの明治国家においては、なおブルジョアジーは未発達であり、政権それ自体が極めて不安定な国家であり、これをもって、封建階級とブルジョアジーとの均衡の上に立つヨーロッパの強大な「古典的絶対主義」に比定することは出来ないのではないかということ、ペリー来航、大政奉還から明治23年までの間、版籍奉還・廃藩置県、地租改正、士族反乱、自由民権運動、明治十四年政変などさまざまな局面を迎えるが、しかし、それらは天皇制絶対主義の成立へのモーメントであり、これらの諸事件を経過した総体として天皇制絶対主義が成立したのであり、中村が指摘する段階概念はいささかスコラティックに過ぎるのではないか、ということである。もとより本稿の見解は後に展開する。

天皇制絶対主義を「日本型絶対主義」と名づけるか否か、あるいは明治憲法下における臣民の権利義務の存在を日欧の絶対主義の相違の指標とするか否かは別として、日本とヨーロッパにおける絶対主義が異なっていることを指摘することは当然である。先に紹介した平野の「変種系の再末端」との規定も、日欧の絶対主義の違いを意識してのことであった。では、日欧で歴史的経済的諸条件が異なるにも拘わらず、なぜ日本における絶対主義の存在を主張しうるのか。中村は、先に紹介した山崎の「絶対主義的・専制的国家機構を持つブルジョア国家(またはブルジョア地主国家)」という概念をさらに敷衍し精緻化して次のように規定する。

「確立期の天皇制国家は、<国家類型>論のレベルでは、資本制生産様式を支配的ウクラードとする資本制国家＝帝国主義国家(もちろんそれは資本制国家一般ではなく、特殊後進国構成をもつところの軍事的半封建的資本主義の上部構造としてのそれ)と規定しうるが<国家形態>論のレベルでは明らかに絶対主義的国家形態をとっていた。換言すれば、確立期の天皇制国家は、絶対主義的国家機構をもつ軍事的半封建的資本制国家と規定することが出来よう」(同, p.48～49)。

この国家類型と国家形態の区別は、山崎が的確に指摘した講座派の積年のアポリアを克服するための理論的営為であった。しかし、この論理に従えば、確立期の天皇制、つまり日清・日露戦争以後の天皇制＝「日本型絶対主義」という概念は、もはや、講座派の絶対主義＝封建国家論とは異なるし、ましてやマルクス主義の古典に展開された絶対主義論と

は似て非なる理論である。しかし、中村は当時、むしろマルクス主義の絶対主義論の発展的理論であることを自負していた。したがって、本稿では、中村の意図とは別として、中村が講座派の批判的継承を自負していた限り、一応はマルクス主義の古典的理論の見地から、中村理論の問題点を指摘することとする。

国家論の最も基本的な問題は、誰が、どの勢力が、いかなる階級が権力を握っているのか、という問題である。さまざまな限定や修飾語をつけたとしても、資本制国家と規定するならば、それはブルジョアジーが政治権力を握る国家を意味する。ブルジョアジーが権力を握らないブルジョア国家はありえない。たとえば、なぜマルクスがボナパルティズムの分析に精力を傾けたのかといえば、それは、資本主義の盛期を迎えた19世紀フランス中期において、なぜブルジョアジーが権力を取らずにルイ・ボナパルトに権力を委ねざるを得なかったのか、この謎を解くことにあった。

したがって、問題を日本に引き戻せば、日清・日露戦争・第一次世界大戦を経て急速に帝国主義段階に突入する日本資本主義社会において、中村の表現を借りれば、なぜ、日本では絶対主義的「国家形態」が存在し、しかも誰が国家権力を握っていたのか、という問題を解くことが、特に政治学・歴史学の任務である。もとより、中村は誰が権力を握っているかの問題を不問にしているわけではない。

「明治憲法は、明らかに国民主権ではなく天皇主権の原理に貫かれていた。しかもその天皇は自分以外の者に対して一切の法律的责任を負うこともなく、また責任を追及されることもなく、国政の決定的局面で重要事項を決定する絶対の権限を持っていた。しかもさまざまな天皇大権のうちでも、軍事権と外交権とが天皇に帰属していたことに最大の注意が向けられなければならない。…この絶対主義的国家機構を直接に掌握している権力の本質も、絶対主義権力と規定する以外にないといえよう」(同, p.51, 53~54)。

では、ブルジョアジーと地主階級はどのように権力に関わっていたのか。

「ブルジョア・地主政党は、絶対主義天皇制の補完物として、その支配の安定強化につとめ、…天皇制権力は地主・ブルジョア・ブロック権力だったのではない。この場合、ブロックとはブルジョアジーと地主勢力が政党(たとえば政友会)を媒介にして直接的に結合するというよりも、むしろ権力の直接的掌握者たる天皇制官僚を媒介として両者は結びついていたとみるべきである」(同, p.56)。

もし、ブルジョア・地主政党が天皇絶対主義国家の補完物に過ぎず、国家権力が天皇と官僚に握られているとすれば、換言すれば封建勢力に握られていたとすれば、「資本制国家」とは何を意味するのか、つまり、封建勢力が権力を握る「資本制国家」とは何か、この意味について再び問い返さなければならないのである。

③下山三郎『明治維新研究史論』

下山は、「上からのブルジョア革命」を論証すべく、27テーゼ、32テーゼ、講座派などの総括、明治維新ブルジョア革命説の検討、イギリスとフランスの市民革命の検討、及びマルクス・エンゲルス・レーニンの同テーマに関する丹念な学説紹介、等を行った。だが、その結論は、上からの革命は論証できなかつた、というものであった。

「上からのブルジョア革命についての明確な共通の法則的事態（特に統治形態の変化についての）を発見することはできなかつた。総じて本書では、日本における上からのブルジョア革命の推移を解明するための理論的前提を、プロシヤ・ロシア等の上からのブルジョア革命のプロセスから求めようとする試みは失敗に終わったといえよう」³⁰⁾。

もとより、下山は「上からのブルジョア革命論」を放棄したのではない。この論証に再挑戦する前提として、次のような指摘を行った。その指摘には、「上からのブルジョア革命論」はさておくとして、注目に値すべき内容が含まれている。

「もともと上からのブルジョア革命は国々によってすぐれて個性的な道をたどり、共通の法則的自体を看取しにくいのであるが、わが国の場合は特にすぐれて個性的な独自の道筋をたどったものである。即ち一つにはわが国が、上からのブルジョア革命に踏み込んだのは十九世紀末以降であろうから、プロシヤ・ロシア等とは著しく異った国際環境のもとに上からのブルジョア革命にふみこんだのであり、また今一つには、わが国の場合には上からのブルジョア革命に先行する絶対主義の構造自体がすぐれて独自のものであった。……つづめていえば、日本における上からのブルジョア革命の推移を解明するためには、他国の道筋からの類推によっては困難であり、日本近代の具体的独自の推移により密着した形でなされなければならないであろう」（同、p.x）。この視点は、外国にイデアル・タイプを求めて、それとの関係で天皇制絶対主義の政治的・歴史的規定を行ってはいらない、という意味であると解釈すれば、重要な指摘である。この見地は、本稿が繰り返して指摘してきた主張と共通するものであり、かつまた、野呂が高橋のプチ帝国主義批判に用いた「当て嵌め論」批判の論理でもある。

但し、最も重要な問題は、野呂も何度も強調した如く、この独自の道の中にいかに普遍的な歴史法則が貫徹しているか、という視点を忘れてはならないことである。この視点を忘れるならば、たらいの水を赤ん坊ごと流してしまわなければならないこととなる。残念ながら、下山は1980年代末に、序論で紹介した如く、上からのブルジョア革命論を再論証するどころか、「絶対主義国家」「ブルジョア国家」という概念自体を放棄してしまった。

30) 下山三郎 [1968.5] 「再版はしがき」『明治維新研究史』御茶の水書房、p.ix。

下山理論においてもう一点注目すべきは、マルクス主義の原典を精査して得られた例外国家についての重要な結論であった。

「ここで例外国家について、絶対主義とボナパルティズムを包括して、いかに例外なのか、という点を整理してみたい。

- (a) 経済的支配階級は政治的支配を行っていない。
- (b) 統治機構の主要な部分を掌握している、一群の集団一閥族が直接の支配をおこなっており、近代国家であるボナパルティズムにおいては、身分的要素が存在しないからこの集団も身分的要素によって形成されないであろう（単に集団と呼んでいるのはこのためである）。また、絶対主義の場合、身分的要素が残存しているのが常であり、この閥族もまた身分的要素によって形成されるのが常であろう。（ロシアのように、長く同一の王朝が支配している場合、閥族は宮廷党と呼ばれるような存在形態をとるであろう）。
- (c) 絶対主義の場合、閥族は封建的・半封建的搾取関係の上に立つ身分的性格を持つ階層を、基礎とするものであり、このような階層が、閥族を媒介として間接的に政治支配を行っているともいえよう。・・・」（同、p.403～404）。

マルクス主義の原典が「例外国家」とする、理由はまさにここに指摘されたとおりである。この視点は、本稿が繰り返してきたものであり、この視点を失い、絶対主義を封建権力と規定したり、ボナパルティズムをブルジョア国家と規定したりする、マルクス主義国家論の基本的誤りが、これまでの天皇制絶対主義論の混迷の根元であった、といっても過言ではない。しかも、この例外性を生み出した、階級均衡論をあたかもカウツキー的修正主義であるかの如く主張し、これを否定したことがこの誤りを助長したのである。

天皇制絶対主義は、一見して他国に類例を見ない独自の権力である。当然この独自性の秘密を解く鍵は基本的には、日本資本主義発達の独自性のなかにも求められる。それと同時に、この独自の資本主義そのものは、世界史の見地からいえば、やはり資本主義としての普遍的な法則性をもって発達する。しかも、仮に経済的土台において同じ条件があったとしても、第1章において『資本論』から引用しておいたように、「無数の異なる経験的事情、自然条件、人種諸関係、外部から作用する歴史的影響」によって、国家形態は異なるのである。天皇制絶対主義の独自性と普遍性との統一的な解明こそ、真に求められている理論的作業である。

なお、「上からのブルジョア革命論」は、下山の他、星埜淳、後藤靖、犬丸義一の各氏が論じている³¹⁾。山崎は自己の国家の階級の本質と国家形態の区別という立場から下山ら

31) 山崎隆三 [1989.4] 『近代経済史の基本問題』 ミネルヴァ書房・第2章において、上からのブルジョア革命論の各氏の比較的詳しい紹介と論評を行っている。

の論理を批判して、次のようにいう。「上からのブルジョア革命論」という問題提起には賛成だが、これでは「天皇制の専制的支配形態は消滅したことになり、・・・反対に天皇制の絶対主義的・専制的支配形態の存続をみとめるならばブルジョア国家への転化はありえない」(同, p.73)と。

だが、エンゲルスやレーニンが指摘しているツァーリ絶対主義やプロイセン絶対主義の諸改革は、その内容が絶対主義のブルジョアの改革であっても、権力がブルジョアジーに移行したという意味でのブルジョア革命ではない。それにも拘わらず、「上からのブルジョア革命」論者の主張は、絶対主義王制がブルジョア君主制に変化したと主張することによって、あたかも権力がブルジョア権力に移行したかの如き主張となる。だが、本稿では、このようなブルジョアの改革こそ、天皇制絶対主義のボナパルティズム化、つまり国家機構は天皇を頂点とする高級文武官僚が握り続けているにも拘わらず、その統治方法に大きなブルジョア的変化をもたらした事態であると指摘した。

もし仮に「上からのブルジョア革命」というのであれば、天皇制絶対主義が敗戦後、その主要な政治的支柱の一つである半封建的地主や物的基盤の一つであった皇室財産を失い、天皇制絶対主義の強力な権力基盤であった軍部が解体され、農地改革によって耕作農民への土地の解放がなされ、政治的にもブルジョア民主主義が実現し、これらの法的な総括として日本国憲法が制定された、この一連の事態をいうべきであろう。日本国憲法では天皇主権から国民主権に変化し、つまり政治権力は天皇からブルジョアジーの代理人に移行し、天皇は政治権力を失い象徴天皇＝ブルジョア君主制に転化した。換言すれば、アメリカ占領軍による「上からのブルジョア革命」が遂行されたのである。これらは、明らかに占領軍によって強制され、ブルジョアジーと地主がやむを得なく同意せざるを得なかった、世界史上、類例を見出すことの出来ない「ブルジョア革命」であった。